5.513A
17.2―17.3GHzの周波数帯で運用される宇宙能動検知器は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。
5.514
付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17.3―17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限が適用される。
5.515
17.3―17.8GHzの周波数帯における固定衛星業務（地球から宇宙）と放送衛星業務への分配については、無線通信規則付録第30A号の第４附属書第１節の規定にも従うものとする。
5.516
固定衛星業務（地球から宇宙）の静止衛星システムによる17.3―18.1GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。固定衛星業務（地球から宇宙）のシステムによる第二地域の17.3―17.8MHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12.2―12.7GHzの周波数帯における放送衛星業務のためのフィーダリンクによる第二地域の17.3―17.8GHzの周波数帯の使用については、無線通信規則第11条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での17.3―18.1GHz（地球から宇宙）及び第二地域での17.8―18.1GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9.12号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、またそれが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。
5.516A
17.3―17.7GHzの周波数帯では、第一地域における固定衛星業務（宇宙から地球）の地球局は、無線通信規則付録第30A号に従って運用する放送衛星業務のフィーダリンク地球局からの保護を求めてはならない。また、フィーダリンクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフィーダリンク地球局の配置に対して制限を課してはならない。
5.516B
以下の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムによる利用のために特定する。
（宇宙から地球）
17.3―17.7GHz　（第一地域）
18.3―19.3GHz　（第二地域）
19.7―20.2GHz　（全地域）
39.5―40GHz　（第一地域）
40―40.5GHz　（全地域）
40.5―42GHz　（第二地域）
47.5―47.9GHz　（第一地域）
48.2―48.54GHz　（第一地域）
49.44―50.2GHz　（第一地域）
及び
（地球から宇宙）
27.5―27.82GHz　（第一地域）
28.35―28.45GHz　（第二地域）
28.45―28.94GHz　（全地域）
28.94―29.1GHz　（第二地域及び第三地域）
29.25―29.46GHz　（第二地域）
29.46―30GHz　（全地域）
48.2―50.2GHz　（第二地域）
この特定は、他の固定衛星業務のアプリケーション又は一次的基礎でこれらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、これらの周波数帯の使用者間に無線通信規則内における優先権を確立するものでもない。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的規定を検討する際にこれらの事項を考慮しなければならない。決議第143（ＷＲＣ―03）を参照すること。
5.517
第二地域では、17.7―17.8GHzの周波数帯における固定衛星業務（宇宙から地球）の使用は、無線通信規則に従い運用している放送衛星業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。
5.518（未使用）
5.519
付加分配：第二地域における18―18.3GHzの周波数帯並びに第一地域及び第三地域における18.1―18.4GHzの周波数帯は、一次的基礎で気象衛星業務（宇宙から地球）にも分配し、静止衛星による使用に限る。
5.520
固定衛星業務（地球から宇宙）による18.1―18.4GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務の静止衛星システムのフィーダリンクに限る。
5.521
代替分配：ドイツ、デンマーク、アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18.1―18.4GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務（宇宙から地球）及び移動業務に分配する（無線通信規則第5.33号参照）。無線通信規則第5.519号の規定も適用する。
5.522（未使用）
5.522A
18.6―18.8GHzの周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第21.5A号及び第21.16.2号に示す値に制限される。
5.522B
固定衛星業務による18.6―18.8GHzの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000km以上の軌道を持つシステムに限定される。
5.522C
18.6―18.8GHzの周波数帯において、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンでは、ＷＲＣ―2000の最終文書の発効日時点で運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第21.5A号の制限を受けない。
5.523（未使用）